

* 中小企業信用保険法第2条第5項第5号(口)の認定申請について*

◆主な認定要件（1～3のすべての要件を満たしていること）

1. 本店登記地（個人事業主の場合は主たる事業所の所在地）が袖ヶ浦市内であること。
2. 申請者が、経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であること。
※指定業種については、中小企業庁ホームページでご確認ください↓
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html
3. (1)最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること。
(2)最近1か月の原油等平均仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること。
(3)最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること。
※詳細な認定要件については、中小企業者の認定の概要をご確認ください↓
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/download/5gou_gaiyou.pdf

◆必要書類

1	認定申請書 原本1通	<input type="checkbox"/>
2	売上高等比較表	<input type="checkbox"/>
3	最近3か月分と前年同期の3か月分の月別の原油等に係る仕入価格と数量を確認できる書類（仕入伝票、請求書などで仕入単価がわかるもの）	<input type="checkbox"/>
4	最近3か月分と前年同期の3か月分の月別の売上高が確認できる書類 (試算表、売上台帳、法人事業概況説明書など)	<input type="checkbox"/>
5	【法人の場合】直近の決算書の写し	<input type="checkbox"/>
	【個人事業主の場合】直近の確定申告書の写し	<input type="checkbox"/>
6	【法人の場合】商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書の写し） ※3か月以内のもの	<input type="checkbox"/>
7	事情内容が具体的にわかる書類（取り扱っている製品、サービス等、業種や事業内容がわかる資料があればご提出ください。）	<input type="checkbox"/>
8	【許認可業種の場合】許認可証の写し	<input type="checkbox"/>
9	【(口)-②で申請する場合】最近1か月の指定業種の売上原価が企業全体の売上原価の20%以上を占めていることが確認できる書類	<input type="checkbox"/>
10	【代理人が申請する場合】委任状	<input type="checkbox"/>

※必要に応じて、別の書類をご提出いただく可能性がございます。

◆注意事項

- ・金額は円単位でご記入ください。
- ・最近3か月とは、原則として申請月の前月を含む3か月を意味します。ただし、前月分の売上高等が未集計の場合は、申請月の前々月を含む3か月とします。
- ・端数がでた場合は、小数点第2位以下を切捨てし、第1位までをご記入ください。
- ・上記の8～10の必要書類は、該当する場合のみご提出ください。
- ・保証の申込については、市の認定を受けた日から30日以内（土日を含む）に金融機関又は信用保証協会へ行う必要があります。

【問い合わせ先】

袖ヶ浦市役所 商工観光課

☎ 0438-62-3428